

○	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）（抄）
○	（第一条関係）
○	（第二条関係）
○	（第三条関係）
○	（第四条関係）
○	（第五条関係）
○	（第六条関係）
○	（第七条関係）
○	（第八条関係）
○	（第九条関係）
○	（第十条関係）
○	（附則第九条関係）
○	（附則第十条関係）
○	（附則第十二条関係）
○	（附則第十三条関係）
○	（附則第十四条関係）
12	1
23	17
31	26
36	
37	
44	
45	
46	
47	
49	
50	
52	

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案 新旧対照条文

- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）（抄）（第一条関係）

※ 「現行」は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第四十七号） 第二条による改正後のもの

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（定義） 第二条 （略）	（定義） 第二条 （略）
2～5 （略）	2～5 （略）
6 この法律において「認定こども園」とは、次条第一項又は第三項の認定を受けた施設、 <u>同条第十一項</u> の規定による公示がされた施設及び幼保連携型認定こども園をいう。	6 この法律において「認定こども園」とは、次条第一項又は第三項の認定を受けた施設、 <u>同条第九項</u> の規定による公示がされた施設及び幼保連携型認定こども園をいう。
7～12 （略）	7～12 （略）
（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等）	（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等）
第三条 幼稚園又は保育所等の設置者（都道府県及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下単に「指定都市」という。）を除く。）は、その設置する幼稚園又は保育所等が都道府県（当該幼稚園又は保育所等が指定都市所在施設（指定都市の区域内に所在する施設であつて、都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人（地方独立行政法人法（平成	第三条 幼稚園又は保育所等の設置者（都道府県を除く。）は、その設置する施設が都道府県の条例で定める要件に適合している旨の都道府県知事（保育所に係る児童福祉法の規定による認可その他の処分をする権限に係る事務を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十一条の規定に基づく都道府県知事の委任を受けて当該都道府県の教育委員会が行う場合その他の主務省令で定める場合にあつては、都道府県の教

十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。）が設置する施設以外のものをいう。以下同じ。）である場合にあつては、当該指定都市の条例で定める要件に適合している旨の都道府県知事（当該幼稚園又は保育所等が指定都市所在施設である場合にあつては、当該指定都市の長）（保育所に係る児童福祉法の規定による認可その他の処分をする権限に係る事務を地方自治法第百八十条の二の規定に基づく都道府県知事又は指定都市の長の委任を受けて当該都道府県又は指定都市の教育委員会が行う場合その他の主務省令で定める場合にあつては、都道府県又は指定都市の教育委員会。以下この章及び第四章において同じ。）の認定を受けることができる。

育委員会。以下この章及び第四章において同じ。）の認定を受けることができる。

3 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている場合における当該幼稚園及び保育機能施設（以下「連携施設」という。）の設置者（都道府県及び指定都市を除く。）は、その設置する連携施設が都道府県（当該連携施設が指定都市所在施設である場合にあつては、当該指定都市）の条例で定める要件に適合している旨の都道府県知事（当該連携施設が指定都市所在施設である場合にあつては、当該指定都市の長）の認定を受けることができる。

2 （略）

3 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている場合における当該幼稚園及び保育機能施設（以下「連携施設」という。）の設置者（都道府県を除く。）は、その設置する連携施設が都道府県の条例で定める要件に適合している旨の都道府県知事の認定を受けることができる。

2 （略）

3 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている場合における当該幼稚園及び保育機能施設（以下「連携施設」という。）の設置者（都道府県を除く。）は、その設置する連携施設が都道府県の条例で定める要件に適合している旨の都道府県知事の認定を受けることができる。

4 （略）

5 都道府県知事（指定都市所在施設である幼稚園若しくは保育所等又は連携施設については、当該指定都市の長。第八項及び第九項、次条第一項、第七条第一項及び第二項並びに第八条第一項において同じ。）は、国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する公立大学法人を含む。以下同じ。）、市町村及び公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。）以外の者

5 都道府県知事は、国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。以下同じ。）、市町村及び公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。）以外の者

する国立大学法人を含む。以下同じ。）、市町村（指定都市を除く。）及び公立大学法人以外の者から、第一項又は第三項の認定の申請があつたときは、第一項又は第三項の条例で定める要件に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準（当該認定の申請をした者が学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人人をいう。以下同じ。）又は社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。）である場合にあつては、第四号に掲げる基準に限る。）によつて、その申請を審査しなければならない。

一～三（略）

四 次のいずれにも該当するものでないこと。

イ～ハ（略）

二 申請者が、第七条第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該認定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。ホ及び第十七条第二項第七号において同じ。）又はその事業を管理する者その他の政令で定める使用人（以下この号において「役員等」という。）であつた者で当該取

から、第一項又は第三項の認定の申請があつたときは、第一項又は第三項の条例で定める要件に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準（当該認定の申請をした者が学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。）又は社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。）である場合にあつては、第四号に掲げる基準に限る。）によつて、その申請を審査しなければならない。

一～二（略）

四 次のいずれにも該当するものでないこと。

イ～ハ（略）

二 申請者が、第七条第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該認定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。ホ及び第十七条第二項第七号において同じ。）又はその事業を管理する者その他の政令で定める使用人（以下この号において「役員等」という。）であつた者で当

消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該認定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該事業の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該認定の取消しが、認定こども園の認定の取消しのうち当該認定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、ニ本文に規定する認定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。

ホーチ (略)

6 (略)

7 指定都市の長は、第一項又は第三項の認定をしようとするときは、あ

らかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

8 都道府県知事は、第一項又は第三項及び第五項に基づく審査の結果、その申請が第一項又は第三項の条例で定める要件に適合しており、かつ、その申請をした者が第五項各号に掲げる基準（その者が学校法人又は社会福祉法人である場合にあつては、同項第四号に掲げる基準に限る。）に該当すると認めるとき（その申請をした者が国、市町村（指定都市を除く。）又は公立大学法人である場合にあつては、その申請が第一項又は第三項の条例で定める要件に適合していると認めるとき）は、第一項又は第三項の認定を

該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該認定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該事業の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該認定の取消しが、認定こども園の認定の取消しのうち当該認定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、ニ本文に規定する認定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。

ホーチ (略)

6 (略)

(新設)

7

都道府県知事は、第一項又は第三項及び第五項に基づく審査の結果、その申請が第一項又は第三項の条例で定める要件に適合しており、かつ、その申請をした者が第五項各号に掲げる基準（その者が学校法人又は社会福祉法人である場合にあつては、同項第四号に掲げる基準に限る。）に該当すると認めるとき（その申請をした者が国、市町村又は公立大学法人である場合にあつては、その申請が第一項又は第三項の条例で定める要件に適合していると認めるとき）は、第一項又は第三項の認定を

れかに該当するとき、その他の都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十二条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県子ども・子育て支援事業支援計画をいう。）の達成に支障を生ずるおそれがある場合として主務省令で定める場合に該当すると認めるときは、第一項又は第三項の認定をしないことができる。

一 当該申請に係る施設の所在地を含む区域（子ども・子育て支援法第六十二条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域（指定都市の長が第一項又は第三項の認定を行う場合にあつては、同法第六十一条第二項第一号の規定により当該指定都市が定める教育・保育提供区域）をいう。以下この項において同じ。）における特定教育・保育施設（同法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設をいう。以下この項及び第十七条第六項において同じ。）の利用定員の総数（同法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の認定によつてこれを超えることになると認めるとき。

は当該申請に係る施設の認定によつてこれを超えることになると認めるとき。

他の都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十二条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県子ども・子育て支援事業支援計画をいう。）の達成に支障を生ずるおそれがある場合として主務省令で定める場合に該当すると認めるときは、第一項又は第三項の認定をしないことができる。

一 当該申請に係る施設の所在地を含む区域（子ども・子育て支援法第六十二条第二項第一号により当該都道府県が定める区域をいう。以下この項及び第十七条第六項において同じ。）における特定教育・保育施設（同法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設をいう。以下この項及び第十七条第六項において同じ。）の利用定員の総数（同法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の認定によつてこれを超えることになると認めるとき。

9 | (略)

10 | 指定都市の長は、第一項又は第三項の認定をしたときは、速やかに、

都道府県知事に、次条第一項に規定する申請書の写しを送付しなければならない。

8 | (新設)

11 | 都道府県知事又は指定都市の長は、当該都道府県又は指定都市が設置する施設のうち、第一項又は第三項の当該都道府県又は指定都市の条例

で定める要件に適合していると認めるものについては、これを公示するものとする。

12 | 指定都市の長は、前項の規定による公示をしたときは、速やかに、次

条第一項各号に掲げる事項を記載した書類を都道府県知事に提出しなければならない。

(教育及び保育の内容)

第六条 第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設及び同条第十一項の規

定による公示がされた施設の設置者は、当該施設において教育又は保育を行うに当たっては、第十条第一項の幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を踏まえて行わなければならぬ。

(教育及び保育の内容)

第六条 第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設及び同条第九項の規

定による公示がされた施設の設置者は、当該施設において教育又は保育を行うに当たっては、第十条第一項の幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を踏まえて行わなければならぬ。

(認定の取消し)

第七条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第三条

第一項又は第三項の認定を取り消すことができる。

一・二 (略)

(認定の取消し)

第七条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第三条

第一項又は第三項の認定を取り消すことができる。

一・二 (略)

三 第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設の設置者が第三十条第一項又は第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、
一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四〇六 (略)

2 (略)

3 都道府県知事又は指定都市の長は、第三条第十一項の規定による公示がされた施設が同条第一項又は第三項の当該都道府県又は指定都市の条例で定める要件を欠くに至ったと認めるときは、同条第十一項の規定によりされた公示を取り消し、その旨を公示しなければならない。

(設備及び運営の基準)

第十三条 都道府県（指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（第二十九条第一項及び第三項において単に「中核市」という。）（以下「指定都市等」という。）の区域内に所在する幼保連携型認定こども園（都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。）が設置するものを除く。）については、当該指定都市等。次項及び第二十五条において同じ。）は、幼保連携型認定こども園の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、子どもの身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な教育及び保育の水準を確保するものでなければならない。

2 (略)

三 第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設が同条第一項又は第三項の条例で定める要件を欠くに至ったと認めるときは、同条第九項の規定によりされた公示を取り消し、その旨を公示しなければならない。

四〇六 (略)

2 (略)

3 都道府県知事は、第三条第九項の規定による公示がされた施設が同条第一項又は第三項の条例で定める要件を欠くに至ったと認めるときは、同条第九項の規定によりされた公示を取り消し、その旨を公示しなければならない。

(設備及び運営の基準)

第十三条 都道府県（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内に所在する幼保連携型認定こども園（都道府県（都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。）が設置するものを除く。）については、当該指定都市等。次項及び第二十五条において同じ。）は、幼保連携型認定こども園の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、子どもの身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な教育及び保育の水準を確保するものでなければならない。

2 (略)

(設置等の認可)

第十七条 (略)

2～5 (略)

- 6 都道府県知事は、第一項及び第二項に基づく審査の結果、その申請が第十三条第一項の条例で定める基準に適合しており、かつ、第二項各号に掲げる基準に該当しないと認めるときは、第一項の設置の認可をするものとする。ただし、次に掲げる要件のいずれかに該当するとき、その他の都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（指定都市等の長が同項の設置の認可を行う場合にあっては、子ども・子育て支援法第六十一条第一項の規定により当該指定都市等が定める市町村子ども・子育て支援事業計画。以下この項において同じ。）の達成に支障を生ずるおそれがある場合として主務省令で定める場合に該当すると認めるときは、第一項の設置の認可をしないことができる。

一 当該申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域（子ども・子育て支援法第六十二条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域（指定都市等の長が第一項の設置の認可を行う場合にあっては、同法第六十一条第二項第一号の規定により当該指定都市等が定める教育・保育提供区域））をいう。以下この項において同じ。）における特定教育・保育施設の利用定員の総数（同法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申

(設置等の認可)

第十七条 (略)

2～5 (略)

- 6 都道府県知事は、第一項及び第二項に基づく審査の結果、その申請が第十三条第一項の条例で定める基準に適合しており、かつ、第二項各号に掲げる基準に該当しないと認めるときは、第一項の設置の認可をするものとする。ただし、次に掲げる要件のいずれかに該当するとき、その他の都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（指定都市等の長が認可を行う場合にあっては、子ども・子育て支援法第六十一条第一項の規定により当該指定都市等の長が定める市町村子ども・子育て支援事業計画。以下この項において同じ。）の達成に支障を生ずるおそれがある場合として主務省令で定める場合に該当すると認めるときは、第一項の設置の認可をしないことができる。

一 当該申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域（指定都市等の長が認可を行う場合にあっては、子ども・子育て支援法第六十一条第二項第一号の規定により当該指定都市等が定める教育・保育提供区域）をいう。以下この項において同じ。）における特定教育・保育施設の利用定員の総数（子ども・子育て支援法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る設置の認可によつてこれを超えることになると認めるとき。

請に係る設置の認可によつてこれを超えることになると認めるとき。

二・三 (略)

7 (略)

(教育・保育等に関する情報の提供)

第二十八条 都道府県知事は、第三条第一項若しくは第三項の認定をしたとき、同条第十項の申請書の写しの送付を受けたとき、同条第十二項の書類の提出を受けたとき、第十六条の届出を受けたとき、第十七条第一項の認可をしたとき、第十八条第二項の書類の写しの送付を受けたとき又は同条第三項の書類の提出を受けたときは、インターネットの利用、印刷物の配布その他適切な方法により、これらに係る施設において提供されるサービスを利用するサービスを用意しよとする者に対し、第四条第一項各号に掲げる事項及び教育保育概要（当該施設において行われる教育及び保育等の概要をいう。次条第一項において同じ。）についてその周知を図るものとする。第三条第十一項の規定による公示を行う場合及び都道府県（都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。）が幼保連携型認定こども園を設置する場合も、同様とする。

(変更の届出)

第二十九条 認定こども園の設置者（都道府県、指定都市及び幼保連携型認定こども園の設置者としての中核市を除く。次条において同じ。）は、第四条第一項各号に掲げる事項及び教育保育概要として前条の規定により周知された事項の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く

(教育・保育等に関する情報の提供)

第二十八条 都道府県知事は、第三条第一項又は第三項の認定をしたとき、第十六条の届出を受けたとき、第十七条第一項の認可をしたとき、第十八条第二項の書類の写しの送付を受けたとき又は同条第三項の書類の提出を受けたときは、インターネットの利用、印刷物の配布その他適切な方法により、これらに係る施設において提供されるサービスを利用するサービスを用意しよとする者に対し、第四条第一項各号に掲げる事項及び教育保育概要（当該施設において行われる教育及び保育等の概要をいう。次条第一項において同じ。）についてその周知を図るものとする。第三条第九項の規定による公示を行う場合及び都道府県が幼保連携型認定こども園を設置する場合も、同様とする。

(変更の届出)

第二十九条 認定こども園の設置者（都道府県を除く。次条において同じ。）は、第四条第一項各号に掲げる事項及び教育保育概要として前条の規定により周知された事項の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く

より周知された事項の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事（当該認定こども園が指定都市所在施設である場合にあっては当該指定都市の長、当該認定こども園（都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人が設置するものを除く。）が中核市の区域内に所在する幼保連携型認定こども園である場合にあっては当該中核市の長。次条第一項及び第三項において同じ。）に届け出なければならない。

2| 指定都市等の長は、前項の規定による届出を受けたときは、速やかに、都道府県知事に、当該届出に係る書類の写しを送付しなければならない。

3| 指定都市等の長は、当該指定都市等が設置する認定こども園（中核市にあっては、幼保連携型認定こども園に限る。）について第一項に規定する変更を行つたときは、当該変更に係る事項を記載した書類を都道府県知事に提出しなければならない。

4| 都道府県知事は、第一項の規定による届出があつたとき、第二項の規定による書類の写しの送付を受けたとき、又は前項の規定による書類の提出を受けたときは、前条に規定する方法により、同条に規定する者に対し、当該届出に係る事項についてその周知を図るものとする。都道府県が設置する認定こども園について同項に規定する変更を行う場合も、同様とする。

（報告の徴収等）

第三十条 （略）

。）をしようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（新設）

（新設）

2| 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、前条に規定する方法により、同条に規定する者に対し、当該届出に係る事項についてその周知を図るものとする。都道府県が設置する認定こども園について同項に規定する変更を行う場合も、同様とする。

（報告の徴収等）

第三十条 （略）

2| 指定都市等の長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに
、都道府県知事に、当該報告に係る書類の写しを送付しなければならぬ
い。
(略)

2|
(新設)
(略)

	改正案	現行
第七条 (略) 2・3 (略)	4 この法律において「教育・保育施設」とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十 七号。以下「認定こども園法」という。）第二条第六項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）、学校教育法（昭和二十 二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園（認定こども園法第三条 第一項又は第三項の認定を受けたもの及び同条第十一項の規定による公 示がされたものを除く。以下「幼稚園」という。）及び児童福祉法第三 十九条第一項に規定する保育所（認定こども園法第三条第一項の認定を 受けたもの及び同条第十一項の規定による公示がされたものを除く。以 下「保育所」という。）をいう。	4 この法律において「教育・保育施設」とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十 七号。以下「認定こども園法」という。）第二条第六項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）、学校教育法（昭和二十 二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園（認定こども園法第三条 第一項又は第三項の認定を受けたもの及び同条第九項の規定による公示 がされたものを除く。以下「幼稚園」という。）及び児童福祉法第三 十九条第一項に規定する保育所（認定こども園法第三条第一項の認定を受 けたもの及び同条第九項の規定による公示がされたものを除く。以下「 保育所」という。）をいう。
5～9 (略)	(特定教育・保育施設の基準)	5～9 (略)
(特定教育・保育施設の基準)	第三十四条 特定教育・保育施設の設置者は、次の各号に掲げる教育・保 育施設の区分に応じ、当該各号に定める基準（以下「教育・保育施設の 認可基準」という。）を遵守しなければならない。 一 認定こども園 認定こども園法第三条第一項の規定により都道府県	第三十四条 特定教育・保育施設の設置者は、次の各号に掲げる教育・保 育施設の区分に応じ、当該各号に定める基準（以下「教育・保育施設の 認可基準」という。）を遵守しなければならない。 一 認定こども園 認定こども園法第三条第一項の規定により都道府県

(地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内に所在する認定こども園（都道府県が設置するものを除く。以下「指定都市所在認定こども園」という。）については、当該指定都市の条例で定める要件（当該認定こども園が認定こども園法第三条第一項の認定を受けたものである場合又は同項の規定により都道府県（指定都市所在認定こども園については、当該指定都市）の条例で定める要件（当該認定こども園が認定による公示がされたものとして同条第十一項の条例で定める要件に適合しているものとして同条第十一項の規定による公示がされたものである場合に限る。）、認定こども園法第三条第三項の規定により都道府県（指定都市所在認定こども園については、当該指定都市）の条例で定める要件（当該認定こども園が同項の認定を受けたものである場合又は同項の規定により都道府県（指定都市所在認定こども園については、当該指定都市）の条例で定める要件に適合しているものとして同条第九項の規定による公示がされたものである場合に限る。）又は同法第十三条第一項の規定により都道府県（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内に所在する幼保連携型認定こども園（認定こども園法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）（都道府県が設置するものを除く。第三十九条第二項及び第四十条第一項第二号において「指定都市等所在幼保連携型認定こども園」という。）については、当該指定都市等の条例で定める設備及び運営についての基準（当該認定こども園が幼保連携型認定こども園である場合に限る。）

の条例で定める要件（当該認定こども園が同項の認定を受けたものである場合又は同項の条例で定める要件に適合しているものとして同条第九項の規定による公示がされたものである場合に限る。）、同条第三項の規定により都道府県の条例で定める要件（当該認定こども園が同項の認定を受けたものである場合又は同項の条例で定める要件に適合しているものとして同条第九項の規定による公示がされたものである場合に限る。）又は同法第十三条第一項の規定により都道府県（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内に所在する幼保連携型認定こども園（認定こども園法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）（都道府県が設置するものを除く。第三十九条第二項及び第四十条第一項第二号において「指定都市等所在幼保連携型認定こども園」という。）については、当該指定都市等の条例で定める設備及び運営についての基準（当該認定こども園が幼保連携型認定こども園である場合に限る。）

2～5 (略)

(勧告、命令等)

第三十九条 (略)

2 市町村長（指定都市所在認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。以下この項及び次条第一項第二号において同じ。）については当該指定都市の長を除き、指定都市等所在幼保連携型認定こども園については当該指定都市等の長を除き、指定都市等所在保育所については当該指定都市等の長を除き、指定都市等所在保育所については当該指定都市等の長を除く。第五項において同じ。）は、特定教育・保育施設（指定都市所在認定こども園、指定都市等所在幼保連携型認定こども園及び指定都市等所在保育所を除く。以下この項及び第五項において同じ。）の設置者が教育・保育施設の認可基準に従つて施設型給付費の支給に係る施設として適正な教育・保育施設の運営をしていないと認めるときは、遅滞なく、その旨を、当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等（教育・保育施設に係る認定こども園法第十七条第一項、学校教育法第四条第一項若しくは児童福祉法第三十五条第四項の認可又は認定こども園法第十七条第一項、学校教育法第四条第一項若しくは児童福祉法第三十五条第四項の認可又は認定こども園法第三項の認定をいう。第五項及び次条第一項第二号において同じ。）を行つた都道府県知事に通知しなければならない。

3～5 (略)

(確認の取消し等)

第四十条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、

2～5 (略)

(勧告、命令等)

第三十九条 (略)

2 市町村長（指定都市等所在幼保連携型認定こども園については当該指定都市等の長を除き、指定都市等所在保育所については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長を除く。第五項において同じ。）は、特定教育・保育施設（指定都市等所在幼保連携型認定こども園及び指定都市等所在保育所を除く。以下この項及び第五項において同じ。）の設置者が教育・保育施設の認可基準に従つて施設型給付費の支給に係る施設として適正な教育・保育施設の運営をしていないと認めるときは、遅滞なく、その旨を、当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等（教育・保育施設に係る認定こども園法第十七条第一項、学校教育法第四条第一項若しくは児童福祉法第三十五条第四項の認可又は認定こども園法第三項の認定をいう。第五項及び次条第一項第二号において同じ。）を行つた都道府県知事に通知しなければならない。

3～5 (略)

(確認の取消し等)

第四十条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、

当該特定教育・保育施設に係る第二十七条第一項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 (略)

二 特定教育・保育施設の設置者が、教育・保育施設の認可基準に従つて施設型給付費の支給に係る施設として適正な教育・保育施設の運営をすることができなくなつたと当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等を行つた都道府県知事（指定都市所在認定こども園については当該指定都市の長とし、指定都市等所在幼保連携型認定こども園については当該指定都市等の長とし、指定都市等所在保育所については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長とする。）が認めたとき。

三～十 (略)

2

当該特定教育・保育施設に係る第二十七条第一項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 (略)

二 特定教育・保育施設の設置者が、教育・保育施設の認可基準に従つて施設型給付費の支給に係る施設として適正な教育・保育施設の運営をすることができなくなつたと当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等を行つた都道府県知事（指定都市等所在幼保連携型認定こども園については当該指定都市の長とし、指定都市等所在保育所については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長とする。）が認めたとき。

三～十 (略)

2

(略)

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

別表第二（第十九条、第二十一条関係）

三十八（百十 九 （略）	科学大臣又 は都道府県 教育委員会						三十七 文部 （略）	一～三十六 （略）	情報照会者 事務
（略）	特別支援学校への 就学奨励に関する 法律による特別支 援学校への就学の ため必要な経費の 支弁に関する事務 であつて主務省令 で定めるもの						特別支援学校への 就学奨励に関する 法律による特別支 援学校への就学の ため必要な経費の 支弁に関する事務 であつて主務省令 で定めるもの	（略）	情報提供者 特定個人情報
（略）	市町村長						都道府県知事 （略）	（略）	情報提供者 特定個人情報
（略）	地方税関係情報 又は住民票関係 情報であつて主 務省令で定める もの						生活保護関係情 報であつて主務 省令で定めるも の	（略）	特定個人情報

現 行

別表第二（第十九条、第二十一条関係）

三十八（百十 九 （略）	科学大臣又 は都道府県 教育委員会						三十七 文部 （略）	一～三十六 （略）	情報照会者 事務
（略）	特別支援学校への 就学奨励に関する 法律による特別支 援学校への就学の ため必要な経費の 支弁に関する事務 であつて主務省令 で定めるもの						特別支援学校への 就学奨励に関する 法律による特別支 援学校への就学の ため必要な経費の 支弁に関する事務 であつて主務省令 で定めるもの	（略）	情報提供者 特定個人情報
（略）	市町村長						（略）	（略）	情報提供者 特定個人情報
（略）	地方税関係情報 又は住民票関係 情報であつて主 務省令で定める もの						（略）	（略）	特定個人情報

	改 正 案	現 行
第二百六条	（略）	（略）
② 普通地方公共団体の長は、第二百三条から第二百四条まで又は前条の規定による給与その他の給付に関する处分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。	② 普通地方公共団体の長は、前項の給与その他の給付に関する处分についての審査請求があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。	③ 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならない。
④ 普通地方公共団体の長は、第二項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。	（新設）	③ 議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述べなければならない。
（分担金等の徴収に関する処分についての審査請求）	（分担金等の徴収に関する処分についての審査請求）	（分担金等の徴収に関する処分についての審査請求）
第二百二十九条	（略）	（略）
2 普通地方公共団体の長は、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。	2 普通地方公共団体の長は、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。	3 議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述べなければならない。
3 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならない。	（新設）	3 議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述べなければならない。
4 普通地方公共団体の長は、第二項の規定による諮問をしないで同項の		

審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

- 5 | 第二項の審査請求に対する裁決を経た後でなければ、同項の処分については、裁判所に出訴することができない。

(督促、滞納処分等)

第二百三十二条の三 分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合には、条例で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料、法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4・5 (略)

6 第三項の規定により普通地方公共団体の長が地方税の滞納処分の例によりした処分についての審査請求については、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十九条の四の規定を準用する。

4 | 第二項の審査請求に対する裁決を受けた後でなければ、同項の処分についてでは、裁判所に出訴することができない。

(督促、滞納処分等)

第二百三十二条の三 分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4・5 (略)

6 第二項の規定により普通地方公共団体の長が地方税の滞納処分の例により行う処分についての審査請求については、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十九条の四の規定を準用する。

7	普通地方公共団体の長は、第一項から第四項までの規定による処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。
8	議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならない。
9	普通地方公共団体の長は、第七項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。
10	第七項の審査請求に対する裁決を経た後でなければ、第一項から第四項までの規定による処分については、裁判所に出訴することができない。
11	(略)
12	第三項の規定による処分は、当該普通地方公共団体の区域外においても、することができる。

7	普通地方公共団体の長は、第一項から第四項までの規定による処分についての審査請求があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。
8	議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述べなければならない。
9	(新設)
10	第七項の審査請求に対する裁決を受けた後でなければ、第一項から第四項までの規定による処分については、裁判所に出訴することができない。
11	(略)
12	第三項の規定による処分は、当該普通地方公共団体の区域外においても、また、これをすることができる。

(行政財産を使用する権利に関する処分についての審査請求)

第二百三十八条の七	(略)
2	普通地方公共団体の長は、行政財産を使用する権利に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。
3	議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならない。
第二百三十八条の七	(略)
2	普通地方公共団体の長は、行政財産を使用する権利に関する処分についての審査請求があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。
3	議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

普通地方公共団体の長は、第二項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

(職員の賠償責任)

第二百四十三条の二 会計管理者若しくは会計管理者の事務を補助する職員、資金前渡を受けた職員、占有動産を保管している職員又は物品を使用している職員が故意又は重大な過失（現金については、故意又は過失）により、その保管に係る現金、有価証券、物品（基金に属する動産を含む。）若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。次に掲げる行為をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したものが故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠つたことにより普通地方公共団体に損害を与えたときも、同様とする。

一〇四 (略)

2 前項の場合において、その損害が二人以上の職員の行為により生じたものであるときは、当該職員は、それぞれの職分に応じ、かつ、当該行為が当該損害の発生の原因となつた程度に応じて賠償の責めに任ずるものとする。

3 普通地方公共団体の長は、第一項の職員が同項に規定する行為により当該普通地方公共団体に損害を与えたと認めるときは、監査委員に対し、その事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求め、その決定に基づき、期限を定めて賠償を命じなければ

(職員の賠償責任)

第二百四十三条の二 会計管理者若しくは会計管理者の事務を補助する職員、資金前渡を受けた職員、占有動産を保管している職員又は物品を使用している職員が故意又は重大な過失（現金については、故意又は過失）により、その保管に係る現金、有価証券、物品（基金に属する動産を含む。）若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。次に掲げる行為をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したものが故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠つたことにより普通地方公共団体に損害を与えたときも、また同様とする。

一〇四 (略)

2 前項の場合において、その損害が二人以上の職員の行為によつて生じたものであるときは、当該職員は、それぞれの職分に応じ、かつ、当該行為が当該損害の発生の原因となつた程度に応じて賠償の責めに任ずるものとする。

3 普通地方公共団体の長は、第一項の職員が同項に規定する行為によつて当該普通地方公共団体に損害を与えたと認めるときは、監査委員に対し、その事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求め、その決定に基づき、期限を定めて賠償を命じなければ

ならない。

4 第二百四十二条の二第一項第四号ただし書の規定による訴訟について
、賠償の命令を命ずる判決が確定した場合には、普通地方公共団体の長
は、当該判決が確定した日から六十日以内の日を期限として、賠償を命
じなければならない。この場合においては、前項の規定による監査委員
の監査及び決定を求めることが要しない。

5～9 (略)

10 第二百四十二条の二第一項第四号ただし書の規定による訴訟の判決に
従い第三項の規定による処分がなされた場合には、当該処分については
、審査請求をすることができない。

11 普通地方公共団体の長は、第三項の規定による処分についての審査請
求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除
き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならな
い。

12 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述
べなければならない。

13 普通地方公共団体の長は、第十一項の規定による諮問をしないで同項
の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない
。

14 第一項の規定により損害を賠償しなければならない場合には、同項の
職員の賠償責任については、賠償責任に関する民法の規定は、適用しな
い。

ばならない。

4 第二百四十二条の二第一項第四号ただし書の規定による訴訟について
、賠償の命令を命ずる判決が確定した場合には、普通地方公共団
体の長は、当該判決が確定した日から六十日以内の日を期限として、賠
償を命じなければならない。この場合においては、前項の規定による監
査委員の監査及び決定を求めることが要しない。

5～9 (略)

10 第二百四十二条の二第一項第四号ただし書の規定による訴訟の判決に
従い第三項の規定による処分がなされた場合には、当該処分につ
いては、審査請求をすることができない。

11 普通地方公共団体の長は、第三項の規定による処分についての審査請
求があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

12 議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述
べなければならない。

(新設)

13 第一項の規定によつて損害を賠償しなければならない場合には、同項の
職員の賠償責任については、賠償責任に関する民法の規定は、
これを利用しない。

(公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求)

第二百四十四条の四 (略)

- 2 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。
- 3 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならない。
- 4 普通地方公共団体の長は、第二項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

(公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求)

第二百四十四条の四 (略)

- 2 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。
- 3 議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述べなければならない。
- (新設)

○ 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）（抄）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

※ 「現行」は、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十三号）第二条及び第一百九十三回国会に提出の地域包括ケアシステムの強

化のための介護保険法等の一部を改正する法律案第六条による改正後のもの

改 正 案	現 行
第二十一条の五の二十六 （略）	第二十一条の五の二十六 （略）
② 指定障害児事業者等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。	② 指定障害児事業者等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。
一次号から第四号までに掲げる指定障害児通所支援事業者以外の指定障害児通所支援事業者 都道府県知事	一次号及び第三号に掲げる指定障害児通所支援事業者以外の指定障害児通所支援事業者 都道府県知事
二 （略）	二 （略）
三 当該指定に係る障害児通所支援事業所が一の地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）の区域に所 在する指定障害児通所支援事業者 中核市の長	三 （新設）
四 （略）	（略）
③ 前項の規定により届出をした指定障害児事業者等は、その届け出た事項に変更があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出をした厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長（以下この款において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。	③ 前項の規定により届出をした指定障害児事業者等は、その届け出た事項に変更があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出をした厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市の長（以下この款において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。
④・⑤ （略）	

第二十一条の五の二十七（略）

② 厚生労働大臣又は指定都市若しくは中核市の長が前項の権限を行うときは、当該指定きは、当該指定障害児通所支援事業者に係る指定を行つた都道府県知事（次条第五項に（次条第五項において「関係都道府県知事」という。）と密接な連携の下に行うものと下に行うものとする。

③ 都道府県知事は、その行つた又はその行おうとする指定に係る指定障害児通所支援事業者における前条第一項の規定による業務管理体制の整備に関する必要があると認めるときは、厚生労働大臣又は指定都市若しくは中核市の長に対し、第一項の権限を行うよう求めることができる。

④ 厚生労働大臣又は指定都市若しくは中核市の長は、前項の規定による都道府県知事の求めに応じて第一項の権限を行つたときは、厚生労働省令で定めるところで定めるところにより、その結果を当該権限を行うよう求めた都道府県知事に通知しなければならない。

⑤ （略）

第二十一条の五の二十八（略）

②～④ （略）

⑤ 厚生労働大臣又は指定都市若しくは中核市の長は、指定障害児通所支援事業者が第三項の規定による命令に違反したときは、厚生労働省令で定めるところに定めるところにより、当該違反の内容を関係都道府県知事に通知しなければならない。

第二十一条の五の二十七（略）

② 厚生労働大臣又は指定都市の長が前項の権限を行うときは、当該指定障害児通所支援事業者に係る指定を行つた都道府県知事（次条第五項において「関係都道府県知事」という。）と密接な連携の下に行うものとする。

③ 都道府県知事は、その行つた又はその行おうとする指定に係る指定障害児通所支援事業者における前条第一項の規定による業務管理体制の整備に関する必要があると認めるときは、厚生労働大臣又は指定都市の長に対し、第一項の権限を行うよう求めることができる。

④ 厚生労働大臣又は指定都市の長は、前項の規定による都道府県知事の求めに応じて第一項の権限を行つたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その結果を当該権限を行うよう求めた都道府県知事に通知しなければならない。

⑤ （略）

第二十一条の五の二十八（略）

②～④ （略）

⑤ 厚生労働大臣又は指定都市の長は、指定障害児通所支援事業者が第三項の規定による命令に違反したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該違反の内容を関係都道府県知事に通知しなければならない。

第二十四条 市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所（認定こども園法第三条第一項の認定を受けたもの及び同条第十一項の規定による公示がされたものを除く。）において保育しなければならない。

② ⑦ （略）

第二十四条の十九の二 第二節第三款の規定（中核市の長に係る部分を除く。）は、指定障害児入所施設等の設置者について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十九条の四 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、指定都市及び中核市並びに児童相談所を設置する市（特別区を含む。以下この項において同じ。）として政令で定める市（以下「児童相談所設置市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

② ⑤ （略）

第二十四条の十九の二 第二節第三款の規定は、指定障害児入所施設等の設置者について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十九条の四 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、指定都市及び地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）並びに児童相談所を設置する市（特別区を含む。以下この項において同じ。）として政令で定める市（以下「児童相談所設置市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

② ⑤ （略）

	改 正 案	現 行
	（業務管理体制の整備等）	（業務管理体制の整備等）
第五十一条の二 （略）	第五十一条の二 （略）	第五十一条の二 （略）
	<p>2 指定事業者等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。</p> <p>一次号から第四号までに掲げる指定事業者等以外の指定事業者等 都道府県知事</p>	<p>2 指定事業者等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。</p> <p>一次号及び第三号に掲げる指定事業者等以外の指定事業者等 都道府県知事</p>
二 （略）	二 （略）	二 （略）
	<p>三 当該指定に係る事業所又は施設が一の地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）の区域に所在する指定事業者等 中核市の長</p>	<p>3 前項の規定により届出をした指定事業者等は、その届け出た事項に変更があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出をした厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長（以下この款において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。</p>
四 （略）	三 （略）	三 （略）
	<p>3 前項の規定により届出をした指定事業者等は、その届け出た事項に変更があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出をした厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市の長（以下この款において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。</p>	<p>3 前項の規定により届出をした指定事業者等は、その届け出た事項に変更があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出をした厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市の長（以下この款において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。</p>
4・5 （略）		

(報告等)

第五十一条の三 (略)

- 2 厚生労働大臣又は指定都市若しくは中核市の長が前項の権限を行うときは、当該指定事業者等に係る指定を行った都道府県知事（次条第五項において「関係都道府県知事」という。）と密接な連携の下に行うものとする。

- 3 都道府県知事は、その行つた又はその行おうとする指定に係る指定事業者等における前条第一項の規定による業務管理体制の整備に関する必要があると認めるときは、厚生労働大臣又は指定都市若しくは中核市の長に対し、第一項の権限を行うよう求めることができる。

- 4 厚生労働大臣又は指定都市若しくは中核市の長は、前項の規定による都道府県知事の求めに応じて第一項の権限を行つたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その結果を当該権限を行うよう求めた都道府県知事に通知しなければならない。

5 (略)

(勧告、命令等)

第五十一条の四 (略)

2～4 (略)

(勧告、命令等)

第五十一条の四 (略)

2～4 (略)

(勧告、命令等)

第五十一条の四 (略)

2～4 (略)

(報告等)

第五十一条の三 (略)

- 2 厚生労働大臣又は指定都市の長が前項の権限を行うときは、当該指定事業者等に係る指定を行つた都道府県知事（次条第五項において「関係都道府県知事」という。）と密接な連携の下に行うものとする。

- 3 都道府県知事は、その行つた又はその行おうとする指定に係る指定事業者等における前条第一項の規定による業務管理体制の整備に関する必要があると認めるときは、厚生労働大臣又は指定都市の長に対し、第一項の権限を行うよう求めることができる。

- 4 厚生労働大臣又は指定都市の長は、前項の規定による都道府県知事の求めに応じて第一項の権限を行つたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その結果を当該権限を行うよう求めた都道府県知事に通知しなければならない。

5 (略)

- 5 厚生労働大臣又は指定都市若しくは中核市の長は、指定事業者等が第三項の規定による命令に違反したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該違反の内容を関係都道府県知事に通知しなければならない。

- 。 厚生労働大臣又は指定都市若しくは中核市の長は、指定事業者等が第三項の規定による命令に違反したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該違反の内容を関係都道府県知事に通知しなければならない。

(業務管理体制の整備等)

第五十一条の三十一 (略)

2 指定相談支援事業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。

一 次号から第五号までに掲げる指定相談支援事業者以外の指定相談支

援事業者 都道府県知事

二・三 (略)

四 当該指定に係る事業所が一の中核市の区域に所在する指定相談支援

事業者（第二号に掲げるものを除く。） 中核市の長

五 (略)

3 前項の規定により届出をした指定相談支援事業者は、その届け出た事項に変更があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出をした厚生労働大臣、都道府県知事、指定都市若しくは中核市の長又は市町村長（以下この款において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。

4・5 (略)

(報告等)

第五十一条の三十二 (略)

2 厚生労働大臣が前項の権限を行うときは当該指定一般相談支援事業者に係る指定を行つた都道府県知事（以下この項及び次条第五項において

(業務管理体制の整備等)

第五十一条の三十一 (略)

2 指定相談支援事業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。

一 次号から第四号までに掲げる指定相談支援事業者以外の指定相談支

援事業者 都道府県知事

二・三 (略)

（新設）

四 (略)

3 前項の規定により届出をした指定相談支援事業者は、その届け出た事項に変更があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出をした厚生労働大臣、都道府県知事、指定都市の長又は市町村長（以下この款において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。

4・5 (略)

(報告等)

第五十一条の三十二 (略)

2 厚生労働大臣が前項の権限を行うときは当該指定一般相談支援事業者に係る指定を行つた都道府県知事（以下この項及び次条第五項において

「関係都道府県知事」という。又は当該指定特定相談支援事業者に係る指定を行つた市町村長（以下この項及び次条第五項において「関係市町村長」という。）と、都道府県知事が前項の権限を行うときは関係市町村長と、指定都市又は中核市^の長が同項の権限を行うときは関係都道府県知事と密接な連携の下に行うものとする。

「関係都道府県知事」という。又は当該指定特定相談支援事業者に係る指定を行つた市町村長（以下この項及び次条第五項において「関係市町村長」という。）と、都道府県知事が前項の権限を行うときは関係市町村長と、指定都市の長が同項の権限を行うときは関係都道府県知事と密接な連携の下に行うものとする。

都道府県知事は、その行つた又はその行おうとする指定に係る指定一般相談支援事業者における前条第一項の規定による業務管理体制の整備に関する必要があると認めるときは、厚生労働大臣又は指定都市若しくは中核市の長に対し、市町村長は、その行つた又はその行おうとする指定に係る指定特定相談支援事業者における同項の規定による業務管理体制の整備について必要があると認めるときは、厚生労働大臣又は都道府県知事に対し、第一項の権限を行うよう求めることができる。

都道府県知事は、その行つた又はその行おうとする指定に係る指定一般相談支援事業者における前条第一項の規定による業務管理体制の整備に関する必要があると認めるときは、厚生労働大臣又は指定都市の長に対し、市町村長は、その行つた又はその行おうとする指定に係る指定特定相談支援事業者における同項の規定による業務管理体制の整備について必要があると認めるときは、厚生労働大臣又は都道府県知事に対し、第一項の権限を行うよう求めることができる。

4 厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長は、前項の規定による都道府県知事又は市町村長の求めに応じて第一項の権限を行つたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その結果を当該権限を行うよう求めた都道府県知事又は市町村長に通知しなければならぬ。

4 厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市の長は、前項の規定による都道府県知事又は市町村長の求めに応じて第一項の権限を行つたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その結果を当該権限を行うよう求めた都道府県知事又は市町村長に通知しなければならない。

5

(略)

(勸告、命令等)

第五十一条の三十三 (略)

234

5 厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長は、指

(勧告、命令等)
第五十一条の三十三
(略)

第五十一条の三十三

2 3 4

5 厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市の長は、指定相談支援事業

定相談支援事業者が第三項の規定による命令に違反したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該違反の内容を関係都道府県知事又は関係市町村長に通知しなければならない。

(大都市等の特例)

第一百六条 この法律中都道府県が処理することとされている事務に関する規定で政令で定めるものは、指定都市及び中核市並びに児童福祉法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

(大都市等の特例)

第一百六条 この法律中都道府県が処理することとされている事務に関する規定で政令で定めるものは、指定都市及び地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）並びに児童福祉法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

改 正 案

第八十五条（略）

②（略）

③ 前項前段若しくは第八項の規定によりその農作物共済において前条第一項第一号の農作物の一部を共済目的の種類としない農業共済組合又は前項後段若しくは第八項の規定により農作物共済を行わない農業共済組合は、必要があるときは、その共済目的の種類としていない農作物をその農作物共済においてその共済目的の種類とすることができ、また、同号の農作物の全部又は一部を共済目的の種類として農作物共済を行うことができる。

④～⑨（略）

⑩ 第二項、第三項及び前二項の規定は、家畜共済について準用する。この場合において、第二項中「当該農業共済組合の組合員の當む当該種類についての耕作の業務の總体としての規模が農林水産大臣の定める基準に達しないことその他當該種類」とあるのは「當該種類」と、「同項第一号の農作物」とあるのは「同項第三号の家畜」と、第三項中「前項前段」とあるのは「第十項において準用する前項前段」と、「前項第一項第一号の農作物」とあるのは「前条第一項第三号の家畜」と、「前項後段」とあるのは「第十項において準用する前項後段」と、「農作物を」とあるのは「家畜を」と、「同号の農作物」とあるのは「同号の家畜」

現 行

第八十五条（略）

②（略）

③ 前項前段若しくは第八項の規定によりその農作物共済において前条第一項第一号の農作物の一部を共済目的の種類としない農業共済組合又は前項後段若しくは第八項の規定により農作物共済を行わない農業共済組合は、必要があるときは、その共済目的の種類としていない農作物をその農作物共済においてその共済目的の種類とることができ、また、前条第一項第一号の農作物の全部又は一部を共済目的の種類として農作物共済を行うことができる。

④～⑨（略）

（新設）

⑩ 第二項、第三項及び前二項の規定は、家畜共済について準用する。この場合において、第二項中「当該農業共済組合の組合員の當む当該種類についての耕作の業務の總体としての規模が農林水産大臣の定める基準に達しないことその他當該種類」とあるのは「當該種類」と、「同項第一号の農作物」とあるのは「同項第三号の家畜」と、第三項中「前項前段」とあるのは「第十項において準用する前項前段」と、「前項第一項第一号の農作物」とあるのは「前条第一項第三号の家畜」と、「前項後段」とあるのは「第十項において準用する前項後段」と、「農作物を」とあるのは「家畜を」と、「同号の農作物」とあるのは「同号の家畜」

と、第八項中「第三項」とあるのは「第十項において準用する第三項」と、同項第二号及び第三号中「前条第一項第一号の農作物」とあるのは「前条第一項第三号の家畜」と、「農作物は」とあるのは「家畜は」と、同項第四号中「前条第一項第一号の農作物」とあるのは「前条第一項第三号の家畜」と、前項中「第三項」とあるのは「次項において準用する第三項」と読み替えるものとする。

(11) 農業共済組合（特定組合を除く。第十三項において同じ。）は、その所属する農業共済組合連合会が第百二十二条第二項の規定によりその共済責任に係る保険事業を行う場合に限り、第八十三条第一項第四号から第六号までに掲げる共済事業を行うことができる。

(12)・(13) (略)

第八十五条の七 共済事業を行う市町村については、第八十三条、第八十四条第一項から第四項まで並びに第八十五条第一項から第六項まで及び第八項から第十二項までの規定を準用する。この場合において、第八十三条第一項中「次のとおりとする。」とあるのは「第一号及び第三号から第六号までに掲げるものとする。」と、第八十四条第二項及び第四項中「共済規程」とあるのは「共済事業の実施に関する条例」と、第八十五条第二項中「当該農業共済組合の組合員」とあるのは「当該市町村との間に農作物共済の共済関係の存する者」と、「前条第一項」とあるのは「第八十五条の七において準用する前条第一項」と、「前項」とあるのは「第八十五条の七において準用する前項」と、同条第三項中「前項前段若しくは第八項」とあるのは「第八十五条の七において準用する前

(10) 農業共済組合（特定組合を除く。第十二項において同じ。）は、その所属する農業共済組合連合会が第百二十二条第二項の規定によりその共済責任に係る保険事業を行う場合に限り、第八十三条第一項第四号から第六号までに掲げる共済事業を行うことができる。

(11)・(12) (略)

第八十五条の七 共済事業を行う市町村については、第八十三条、第八十四条第一項から第四項まで並びに第八十五条第一項から第六項まで及び第八項から第十一項までの規定を準用する。この場合において、第八十三条第一項中「次のとおりとする。」とあるのは「第一号及び第三号から第六号までに掲げるものとする。」と、第八十四条第二項及び第四項中「共済規程」とあるのは「共済事業の実施に関する条例」と、第八十五条第二項中「当該農業共済組合の組合員」とあるのは「当該市町村との間に農作物共済の共済関係の存する者」と、「前条第一項」とあるのは「第八十五条の七において準用する前条第一項」と、「前項」とあるのは「第八十五条の七において準用する前項」と、同条第三項中「前項前段若しくは第八項」とあるのは「第八十五条の七において準用する前

項前段若しくは第八項、第八十五条の八第二項第二号若しくは第三項において準用する第八項若しくは同条第二項第一号」と、「前項後段若しくは第八項」とあるのは「第八十五条の七において準用する前項後段若しくは第八項、第八十五条の八第二項第二号若しくは第三項において準用する第八項若しくは同条第二項第一号」と、「同号」とあるのは「前条第一項第一号」と、同条第四項中「その区域」とあるのは「その共済事業の実施区域」と、「前条第一項」とあるのは「第八十五条の七において準用する前条第一項」と、同条第五項及び第六項中「前項」とあるのは「第八十五条の七において準用する前項」と、同条第六項中「総会の議決」とあるのは「議会の議決」と、同条第八項中「第三項」とあるのは「第八十五条の七において準用する第三項」と、「第一項の規定」とあるのは「第八十五条の七において準用する第一項の規定」と、「同項」とあるのは「第八十五条の七において準用する同項」と、同条第九項中「第三項」とあるのは「第八十五条の七において準用する第三項」と、同条第十項中「第二項」とあるのは「第八十五条の七において準用する第二項」と、「第二項中」当該農業共済組合の組合員」とあるのは「同条において準用する第二項中」当該市町村との間に農作物共済の共済関係の存する者」と、「第三項中」とあるのは「同条において準用する第三項中」と、「前項前段」と、「前項前段」とあるのは「前項前段」と、「第八十五条の八第二項第二号」とあるのは「第八十五条の八第四項において準用する同条第二項第二号」と、「同条第二項第一号」とあるのは「同条第四項において準用する同条第二項第一号」と、「同号」とあるのは「同号の家畜」と、「第八項」とあるのは「同条号の農作物」とあるのは「同号の家畜」と、「第八項」とあるのは「同条

項前段若しくは第八項、第八十五条の八第二項第一号若しくは第三項において準用する第八項若しくは第八十五条の八第二項第一号」と、「前項後段若しくは第八項」とあるのは「第八十五条の七において準用する前項後段若しくは第八項、第八十五条の八第二項第一号若しくは第三項において準用する第八項若しくは第八十五条の八第二項第一号」と、同条第四項中「その区域」とあるのは「その共済事業の実施区域」と、「前条第一項」とあるのは「第八十五条の七において準用する前条第一項」と、同条第五項及び第六項中「前項」とあるのは「議会の議決」と、同条第八項中「第三項」とあるのは「第八十五条の七において準用する前項」と、同条第六項中「総会の議決」とあるのは「議会の議決」と、同条第八項中「第三項」とあるのは「第八十五条の七において準用する第三項」と、「第一項の規定」とあるのは「第八十五条の七において準用する第一項の規定」と、「同項」とあるのは「第八十五条の七において準用する第三項」と、「第一項の規定」とあるのは「第八十五条の七において準用する第三項」と、同条第九項中「第三項」とあるのは「第八十五条の七において準用する第六号まで」とあるのは「第八十五条の七において準用する第八十三条第一項第四号から第六号まで」と、同条第十一項中「前条第一項」とあるのは「第八十五条の七において準用する前条第一項」と読み替えるものとする。

において準用する第八項」と、「前項中」とあるのは「同条において準用する前項中」と、同条第十一項中「第八十三条第一項第四号から第六号まで」とあるのは「第八十五条の七において準用する第八十三条第一項第四号から第六号まで」と、同条第十二項中「前条第一項」とあるのは「第八十五条の七において準用する前条第一項」と読み替えるものとする。

第八十五条の八 共済事業を行う市町村は、前条において準用する第八十三条並びに第八十五条第一項及び第十一項の規定にかかるらず、その共済事業の実施区域の全部又は一部をその区域とする農業共済組合が第八十五条の四第一項の規定により行う同項第一号の共済事業の共済目的に係る農作物共済並びに当該農業共済組合が同項の規定により行う同項第四号イの共済事業の共済関係に係る果樹共済及び畑作物共済を行うことができない。

②・③ (略)

④ 前二項の規定は、家畜共済について準用する。この場合において、第二項中「第八十五条第三項」とあるのは「第八十五条第十項において準用する同条第三項」と、同項第一号中「第八十四条第一項第一号の農作物」とあるのは「第八十四条第一項第三号の家畜」と、「農作物は」とあるのは「家畜は」と、同項第二号及び前項中「第八十五条第八項」とあるのは「第八十五条第十項において準用する同条第八項」と読み替えるものとする。

第八十五条の八 共済事業を行う市町村は、前条において準用する第八十三条並びに第八十五条第一項及び第十項の規定にかかるらず、その共済事業の実施区域の全部又は一部をその区域とする農業共済組合が第八十五条の四第一項の規定により行う同項第一号の共済事業の共済目的に係る農作物共済並びに当該農業共済組合が同項の規定により行う同項第四号イの共済事業の共済関係に係る果樹共済及び畑作物共済を行うことができない。

②・③ (略)
(新設)

第一百四十三条の二 都道府県に都道府県農業共済保険審査会を置く。ただし、当該都道府県の区域をその区域とする農業共済組合連合会がない場合には、当該都道府県に都道府県農業共済保険審査会を置かないとができる。

- ②
- ・
- ③ (略)

第一百四十三条の二 都道府県に都道府県農業共済保険審査会を置く。

- ②
- ・
- ③ (略)

○ 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）（抄）（第八条関係）

※ 「現行」は、森林法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十四号）第一条による改正後のもの

（傍線部分は改正部分）

		改 正 案	現 行
		（地域森林計画の案の縦覧等）	（地域森林計画の案の縦覧等）
第六条	（略）	第六条 （略）	第六条 （略）
2～4	（略）	2～4 （略）	2～4 （略）
	5 都道府県知事は、地域森林計画をたて、又はこれを変更しようとするときは、前条第三項に規定する事項を除き、農林水産省令で定めるところにより、当該地域森林計画に定める事項のうち次の各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定める手続を経なければならない。	5 都道府県知事は、地域森林計画をたて、又はこれを変更しようとするときは、前条第三項に規定する事項を除き、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に協議しなければならない。この場合において、当該地域森林計画に定める事項のうち、同条第二項第二号の森林の整備及び保全の目標、同項第三号の伐採立木材積、同項第四号の造林面積、同項第五号の間伐立木材積並びに同項第十二号の保安林の整備については、農林水産大臣の同意を得なければならぬ。	5 都道府県知事は、地域森林計画をたて、又はこれを変更しようとするときは、前条第三項に規定する事項を除き、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に協議しなければならない。この場合において、当該地域森林計画に定める事項のうち、同条第二項第二号の森林の整備及び保全の目標、同項第三号の伐採立木材積、同項第四号の造林面積、同項第五号の間伐立木材積並びに同項第十二号の保安林の整備については、農林水産大臣の同意を得なければならぬ。
一	次号及び第三号に掲げる事項以外の事項 農林水産大臣に協議すること。	（新設）	（新設）
二	前条第二項第二号の森林の整備及び保全の目標、同項第三号の伐採立木材積、同項第四号の造林面積、同項第五号の間伐立木材積並びに同項第十二号の保安林の整備 農林水産大臣に協議し、その同意を得ること。		
三	前条第二項第八号に掲げる事項 農林水産大臣に届け出ること。		
6 ・ 7	（略）		

改 正 案

（用語の定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一〇十四 （略）

十五 公営住宅建替事業 現に存する公営住宅（第七条第一項又は第八条第一項若しくは第三項の規定による国の補助を受けて建設又は買取りをしたものに限る。）を除却し、又は現に存する公営住宅及び共同施設（第七条第一項若しくは第二項又は第八条第一項若しくは第三項の規定による国の補助を受けて建設又は買取りをしたものに限る。）を除却するとともに、これらの存していた土地（以下この号において「公営住宅等の存していた土地」という。）の全部若しくは一部の区域に、新たに公営住宅を建設し、若しくは新たに公営住宅及び共同施設を建設する事業（新たに建設する公営住宅又は新たに建設する公営住宅及び共同施設と一体の公営住宅又は共同施設を当該区域内の土地に隣接する土地に新たに整備する事業を含む。）又は公営住宅等の存していた土地に近接する土地に、新たに当該除却する公営住宅に代わるべき公営住宅を建設し、若しくは新たに当該除却する公営住宅及び共同施設に代わるべき公営住宅及び共同施設を建設する事業（複数の公営住宅の機能を集約するために行うものに限る。）でこの法律で定

現 行

（用語の定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一〇十四 （略）

十五 公営住宅建替事業 現に存する公営住宅（第七条第一項又は第八条第一項若しくは第三項の規定による国の補助を受けて建設又は買取りをしたものに限る。）を除却し、又は現に存する公営住宅及び共同施設（第七条第一項若しくは第二項又は第八条第一項若しくは第三項の規定による国の補助を受けて建設又は買取りをしたものに限る。）を除却するとともに、これらの存していた土地の全部又は一部の区域に、新たに公営住宅を建設し、又は新たに公営住宅及び共同施設を建設する事業（新たに建設する公営住宅又は新たに建設する公営住宅及び共同施設と一体の公営住宅又は共同施設を当該区域内の土地に隣接する土地に新たに整備する事業を含む。）でこの法律で定めるところに従つて行われるものを行い、これに附帯する事業を含むものとする。

めるところに従つて行われるものをいい、これに附帯する事業を含むものとする。

十六 (略)

(家賃の決定)

第十六条 公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、入居者からの収入の申告に基づき、当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃（次項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で、政令で定めるところにより、事業主体が定める。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第三十四条の規定による報告の請求を行つたにもかかわらず、公営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該公営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。

2・3 (略)

- 4 事業主体は、公営住宅の入居者（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五条の二第一項に規定する認知症である者、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいう知的障害者その他の国土交通省令で定める者に該当する者に限る。第二十八条第四項において同じ。）が第一項に規定する収入の申告をすること及び第三十四条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該入居者の公営住宅の毎月の家賃を、毎年度、政令で定めるところにより、同条の規定による書類の閲覧の請求その他の国土交通省令で定める方法により把握した当該入居者の収入及び当該公営

十六 (略)

(家賃の決定)

第十六条 公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、入居者からの収入の申告に基づき、当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃（次項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で、政令で定めるところにより、事業主体が定める。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第三十四条の規定による請求を行つたにもかかわらず、公営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該公営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。

2・3 (略)

(新設)

- 4 事業主体は、公営住宅の入居者（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五条の二第一項に規定する認知症である者、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいう知的障害者その他の国土交通省令で定める者に該当する者に限る。第二十八条第四項において同じ。）

住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

5 | 事業主体は、第一項又は前項の規定にかかわらず、病気にかかることがあることその他特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、家賃を減免することができる。

6 | (略)

(収入超過者に対する措置等)

第二十八条 (略)

2 (略)

3 第十六条第三項、第五項及び第六項並びに第十九条の規定は、前項に規定する公営住宅の家賃について準用する。

4 | 事業主体は、公営住宅の入居者が第二項の規定に該当する場合において同項に規定する収入の申告をすること及び第三十四条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第十六条第四項の規定及び第二項の規定にかかわらず、当該入居者の公営住宅の毎月の家賃を、毎年度、政令で定めるところにより、同条第四項の国土交通省令で定める方法により把握した当該入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

5 | 第十六条第五項及び第六項並びに第十九条の規定は、前項に規定する公営住宅の家賃について準用する。

第二十九条 (略)

4 | 事業主体は、第一項の規定にかかわらず、病気にかかっていることその他特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、家賃を減免することができる。

5 | (略)

(収入超過者に対する措置等)

第二十八条 (略)

2 (略)

3 第十六条第三項から第五項まで及び第十九条の規定は、前項に規定する公営住宅の家賃について準用する。

(新設)

(新設)

第二十九条 (略)

2

(新設)

事業主体は、区域内の住宅事情その他の事情を勘案し、低額所得者の居住の安定を図るため特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、公営住宅の明渡しの請求に係る収入の基準を別に定めることができる。

3 第一項の政令で定める基準及び前項の条例で定める基準は、前条第一項の政令で定める基準を相当程度超えるものでなければならない。

4・5 (略)

6 公営住宅の入居者が第一項の規定に該当する場合において当該公営住宅に引き続き入居しているときは、当該公営住宅の毎月の家賃は、第十六条第一項及び第四項並びに前条第二項及び第四項の規定にかかわらず、近傍同種の住宅の家賃、近傍同種の住宅の家賃とする。

7・8 (略)

9 第十六条第五項及び第六項並びに第十九条の規定は、第六項に規定する家賃又は第七項に規定する金銭について準用する。

(収入状況の報告の請求等)

第三十四条 事業主体の長は、第十六条第一項若しくは第四項若しくは第二十八条第二項若しくは第四項の規定による家賃の決定、第十六条第五項(第二十八条第三項若しくは第五項又は第二十九条第九項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の减免、第十八条第二項の規定による敷金の减免、第十九条(第二項の規定による敷金の减免、第十九条(第二十八条第三項若しくは第五項又は第二十九条第九項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の减免、第十八条第二項の規定による敷金の减免、第十九条(第二十八条第三項又は第二十九条第八項において準用する場合を含む。)の規定による家賃、敷金若しくは金銭の徵収の猶予、第二十九条第一項による家賃、敷金若しくは金銭の徵収の猶予、第二十九条第一項の規定による明渡しの請求、第三十条第一項の規定によるあつせん等又

2

前項の政令で定める基準は、前条第一項の政令で定める基準を相当程度超えるものでなければならない。

3・4 (略)

5 公営住宅の入居者が第一項の規定に該当する場合において当該公営住宅に引き続き入居しているときは、当該公営住宅の毎月の家賃は、第十六条第一項及び前条第二項の規定にかかわらず、近傍同種の住宅の家賃とする。

6・7 (略)

8 第十六条第四項及び第五項並びに第十九条の規定は、第五項に規定する家賃又は第六項に規定する金銭について準用する。

(収入状況の報告の請求等)

第三十四条 事業主体の長は、第十六条第一項若しくは第二十八条第二項の規定による家賃の決定、第十六条第四項(第二十八条第三項又は第二十九条第八項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の减免、第十八条第二項の規定による敷金の减免、第十九条(第二十八条第三項又は第二十九条第八項において準用する場合を含む。)の規定による家賃、敷金若しくは金銭の徵収の猶予、第二十九条第一項の規定による明渡しの請求、第三十条第一項の規定によるあつせん等又

による明渡しの請求、第三十条第一項の規定によるあつせん等又は第四十条の規定による公営住宅への入居の措置に関する必要があると認めるときは、公営住宅の入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることがある。

(建替計画)

第三十七条 (略)

2 建替計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一・二 (略)

三 公営住宅建替事業により公営住宅又は公営住宅及び共同施設の存していいた土地に近接する土地に新たに公営住宅又は公営住宅及び共同施設を建設する場合にあつては、当該建設をする土地の区域

(略)

4 建替計画は、次に掲げる事項について適切な考慮が払われたものでなければならない。

一 土地が適正かつ合理的な利用形態となること。

二 公営住宅建替事業により公営住宅又は公営住宅及び共同施設の存していいた土地に近接する土地に新たに公営住宅又は公営住宅及び共同施設を建設する場合にあつては、当該公営住宅又は公営住宅及び共同施設が入居者の生活環境に著しい変化を及ぼさない地域内において確保されること。

(建替計画)

第三十七条 (略)

2 建替計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一・二 (略)

(新設)

(略)

4 建替計画は、土地の適正かつ合理的な利用について適切な考慮が払われたものでなければならない。

一 土地が適正かつ合理的な利用形態となること。

二 公営住宅建替事業により公営住宅又は公営住宅及び共同施設の存していいた土地に近接する土地に新たに公営住宅又は公営住宅及び共同施設を建設する場合にあつては、当該公営住宅又は公営住宅及び共同施設が入居者の生活環境に著しい変化を及ぼさない地域内において確保されること。

は第四十条の規定による公営住宅への入居の措置に関する必要があると認めるときは、公営住宅の入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

(公営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第四十三条 事業主体は、第四十条第一項の規定により公営住宅の入居者を新たに整備された公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第十六条第一項若しくは第四項、第二十八条第二項若しくは第四項又は第二十九条第六項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

2 第十六条第六項の規定は、前項の規定による家賃の減額について準用する。

(公営住宅又は共同施設の処分)

第四十四条 (略)

2～3 (略)

4 事業主体は、前項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第十六条第一項若しくは第四項、第二十八条第二項若しくは第四項又は第二十九条第六項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

(公営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第四十三条 事業主体は、第四十条第一項の規定により公営住宅の入居者を新たに整備された公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第十六条第一項、第二十八条第二項又は第二十九条第五項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

2 第十六条第五項の規定は、前項の規定による家賃の減額について準用する。

(公営住宅又は共同施設の処分)

第四十四条 (略)

2～3 (略)

4 事業主体は、前項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第十六条第一項若しくは第四項、第二十八条第二項若しくは第四項又は第二十九条第六項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

5 第十六条第六項の規定は、前項の規定による家賃の減額について準用する。

5 第十六条第五項の規定は、前項の規定による家賃の減額について準用する。

6 (略)

(管理の特例)

第四十七条 (略)

2 (略)

3 第一項の地方公共団体又は地方住宅供給公社は、同項の規定により公営住宅又は共同施設の管理を行う場合においては、当該公営住宅又は共同施設の事業主体に代わってその権限のうち次に掲げるものを行うものとする。

一～三 (略)

四 第二十九条第一項の規定により入居者に対し明渡しを請求し、又は
同条第八項の規定により期限を延長すること。

五～八 (略)

4～6 (略)

6 (略)

(管理の特例)

第四十七条 (略)

2 (略)

3 第一項の地方公共団体又は地方住宅供給公社は、同項の規定により公営住宅又は共同施設の管理を行う場合においては、当該公営住宅又は共同施設の事業主体に代わってその権限のうち次に掲げるものを行うものとする。

一～三 (略)

四 第二十九条第一項の規定により入居者に対し明渡しを請求し、又は
同条第七項の規定により期限を延長すること。

五～八 (略)

4～6 (略)

改 正 案		現 行
	(土地利用基本計画)	(土地利用基本計画)
第九条 (略)	259 (略)	第九条 (略)
10 都道府県は、土地利用基本計画を定める場合には、あらかじめ、第三 十八条第一項の審議会その他の合議制の機関並びに国土交通大臣及び市 町村長の意見を聴かなければならない。	10 都道府県は、土地利用基本計画を定める場合には、あらかじめ、第三 十八条第一項の審議会その他の合議制の機関並びに市町村長の意見を聴く とともに、国土交通大臣に協議しなければならない。	10 都道府県は、土地利用基本計画を定める場合には、あらかじめ、第三 十八条第一項の審議会その他の合議制の機関及び市町村長の意見を聴く とともに、国土交通大臣に協議しなければならない。
11 国土交通大臣は、前項の規定により意見を述べようとするときは、あ らかじめ、関係行政機関の長の意見を聴かなければならない。	11 (新設)	11 都道府県は、前項の規定により市町村長の意見を聴くほか、市町村 長の意向が土地利用基本計画に十分に反映されるよう必要な措置を講ず るものとする。
12 都道府県は、第十項の規定により市町村長の意見を聴くほか、市町村 長の意向が土地利用基本計画に十分に反映されるよう必要な措置を講ず るものとする。	12 国土交通大臣は、第十項の規定による協議を受けたときは、関係行政 機関の長に協議しなければならない。	12 国土交通大臣は、第十項の規定による協議を受けたときは、関係行政 機関の長に協議しなければならない。
（削る）		
13 • 14 (略)		

改 正 案	現 行
<p>第八十条 第七十九条の規定による督促又は地方税法第十三条の二第一項各号のいずれかに該当したことによる繰上徴収の告知を受けた納付義務者が、その指定の期限までに当該徴収金を完納しないときは、組合は、都道府県知事の認可を受けてこれを処分し、又は納付義務者の住所地若しくはその財産の所在地の市町村に對しこれの処分を請求することができる。</p> <p>2 前項の規定により組合が処分を行う場合においては、地方自治法第二百三十一条の三第三項前段及び<u>第十一項</u>の規定を準用する。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>第八十条 第七十九条の規定による督促又は地方税法第十三条の二第一項各号のいずれかに該当したことによる繰上徴収の告知を受けた納付義務者が、その指定の期限までに当該徴収金を完納しないときは、組合は、都道府県知事の認可を受けてこれを処分し、又は納付義務者の住所地又はその財産の所在地の市町村に對しこれの処分を請求することができる。</p> <p>2 前項の規定により組合が処分を行う場合においては、地方自治法第二百三十一条の三第三項前段及び<u>第十項</u>の規定を準用する。</p> <p>3・4 (略)</p>

改 正 案

第二十条 （略）

2 前項に規定する公営住宅を管理する地方公共団体は、同項に規定する者を公営住宅に入居させる場合において、その者が従前賃借していた延焼等危険賃貸住宅の家賃が超えることとなり、その者の家賃負担の軽減を図るため必要があると認めるときは、公営住宅法第十六条第一項若しくは第四項、第二十八条第二項若しくは第四項又は第二十九条第六項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該公営住宅の家賃を減額することができる。

3 公営住宅法第十六条第六項の規定は、前項の規定により家賃を減額する場合について準用する。

現 行

第二十条 （略）

2 前項に規定する公営住宅を管理する地方公共団体は、同項に規定する者を公営住宅に入居させる場合において、その者が従前賃借していた延焼等危険賃貸住宅の家賃を当該公営住宅の家賃が超えることとなり、その者の家賃負担の軽減を図るため必要があると認めるときは、公営住宅法第十六条第一項、第二十八条第二項又は第二十九条第五項の規定にかかるわらず、政令で定めるところにより、当該公営住宅の家賃を減額することができる。

3 公営住宅法第十六条第五項の規定は、前項の規定により家賃を減額する場合について準用する。

		改 正 案	現 行
		（公営住宅の使用）	（公営住宅の使用）
第五十一条	公営住宅の事業主体は、高齢者向けの賃貸住宅の不足その他の特別の事由により公営住宅を公営住宅法第二十三条に規定する条件を具備しない高齢者に使用させることが必要であると認める場合において国土交通大臣の承認を得たときは、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該公営住宅を当該高齢者に使用させることができる。この場合において、事業主体は、当該公営住宅を次に掲げる基準に従つて管理しなければならない。	第五十一条	公営住宅の事業主体は、高齢者向けの賃貸住宅の不足その他の特別の事由により公営住宅を公営住宅法第二十三条に規定する条件を具備しない高齢者に使用させることが必要であると認める場合において国土交通大臣の承認を得たときは、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該公営住宅を当該高齢者に使用させることができる。この場合において、事業主体は、当該公営住宅を次に掲げる基準に従つて管理しなければならない。
一・二	（略）	一・二	（略）
三	前二号に掲げるもの並びに公営住宅法第十六条第五項及び第六項、第十八条から第二十二条まで、第二十五条第二項、第二十七条並びに第三十二条に定めるもののほか、入居者の選定方法その他の当該公営住宅の管理の方法が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。	三	前二号に掲げるもの並びに公営住宅法第十六条第四項及び第五項、第十八条から第二十二条まで、第二十五条第二項、第二十七条並びに第三十二条に定めるもののほか、入居者の選定方法その他の当該公営住宅の管理の方法が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
2	（略）	2	（略）
3	前二項の規定により公営住宅を使用させる場合における公営住宅法第十六条第五項及び第六項、第三十四条並びに第五十条の規定の適用については、同法第十六条第五項中「前項」とあるのは「前項及び高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号。以下「高齢	三	前二項の規定により公営住宅を使用せる場合における公営住宅法第十六条第四項及び第五項、第三十四条並びに第五十条の規定の適用については、同法第十六条第四項中「第一項」とあるのは「第一項及び高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下「高齢者居住法」という。）第

者居住法」という。) 第五十五条第一項」と、同条第六項中「前各項」とあるのは「前各項(前項にあっては、高齢者居住法第五十五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」と、同法第三十四条中「第十六条第五項(第二十八条第三項若しくは第五項又は第二十九条第九項において準用する場合を含む。)」とあるのは「第十六条第五項(第二十九条第九項において準用する場合を含む。)」と、同法第三十四条中「第十六条第四項(第二十八条第三項又は第二十九条第八項において準用する場合を含む。)」とあるのは「第十六条第五項(第二十九条第八項において準用する場合を含む。)」とあるのは「第十六条第四項(第二十八条第三項若しくは第二十九条第八項において準用する場合又は高齢者居住法第五十五条第三項の規定により読み替えて適用される場合又は高齢者居住法第五十五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」と、同法第五十条中「この法律又はこれ適用される場合を含む。)」と、同法第五十条中「この法律又はこの」とあるのは「この法律若しくは高齢者居住法又はこれらの」とする。

五十五条第一項」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「前各項(前項にあっては、高齢者居住法第五十五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」と、同法第三十四条中「第十六条第四項(第二十八条第三項又は第二十九条第八項において準用する場合を含む。)」とあるのは「第十六条第四項(第二十九条第八項において準用する場合又は高齢者居住法第五十五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」と、同法第五十条中「この法律又はこの」とあるのは「この法律若しくは高齢者居住法又はこれらの」とする。

改 正 案

（地方自治法の財務に関する規定の準用）

第四十七条 地方自治法第二百八条から第二百十条まで、第二百十二条から第二百十四条まで、第二百十五条（第五号を除く。）、第二百十六条、第二百二十条、第二百二十二条第二項及び第三項、第二百二十五条から第二百二十七条まで、第二百二十八条第一項前段、第二百三十二条、第二百三十二条の二第三項から第七項まで、第二百三十二条第一項、第二百三十二条の二、第二百三十二条の三、第二百三十二条の五、第二百三十二条の六、第二百三十三条の二本文、第二百三十四条から第二百三十五条の三から第二百三十八条まで、第二百三十五条の二第一項及び第二項、第二百三十五条の三から第二百三十八条まで、第二百三十九条から第二百四十二条の二まで、第二百四十二条の三（第三項を除く。）、第二百四十三条、第二百四十三条の二第一項から第五項まで、第七項から第九項まで及び第十四項、第二百四十三条の三並びに第二百四十三条の五の規定は、合併特例区の財務について準用する。この場合において、同法第二百九条第二項、第二百二十八条第一項前段、第二百三十七条第二項、第二百四十二条第一項、第二项及び第八項並びに第二百四十三条の三第一項中「条例」とあるのは、「合併特例区規則」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

現 行

（地方自治法の財務に関する規定の準用）

第四十七条 地方自治法第二百八条から第二百十条まで、第二百十二条から第二百十四条まで、第二百十五条（第五号を除く。）、第二百十六条、第二百二十条、第二百二十二条第二項及び第三項、第二百二十五条から第二百二十七条まで、第二百二十八条第一項前段、第二百三十二条、第二百三十二条の二第三項から第七項まで、第二百三十二条第一項、第二百三十二条の二、第二百三十二条の三、第二百三十二条の五、第二百三十二条の六、第二百三十三条の二本文、第二百三十四条から第二百三十五条の三から第二百三十八条まで、第二百三十五条の二第一項及び第二項、第二百三十五条の三から第二百三十八条まで、第二百三十九条から第二百四十二条の二まで、第二百四十二条の三（第三項を除く。）、第二百四十三条、第二百四十三条の二第一項から第五項まで、第七項から第九項まで及び第十三項、第二百四十三条の三並びに第二百四十三条の五の規定は、合併特例区の財務について準用する。この場合において、同法第二百九条第二項、第二百二十八条第一項前段、第二百三十七条第二項、第二百四十二条第一項、第二项及び第八項並びに第二百四十三条の三第一項中「条例」とあるのは、「合併特例区規則」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

		改 正 案	現 行
		（土地利用基本計画の変更等に関する特例）	（土地利用基本計画の変更等に関する特例）
第四十八条 第四十六条第二項第四号に掲げる事項には、復興整備事業の実施に関連して行う次の各号に掲げる変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消し（第九項において「土地利用基本計画の変更等」という。）に係る当該各号に定める事項を記載することができる。ただし、第一号から第四号まで及び第六号から第八号までに定める事項（第三号に定める事項にあっては都道府県が定める都市計画の決定又は変更に係るものに限り、第八号に定める事項にあっては漁港漁場整備法第六条第二項に規定する漁港区域（同条第一項又は第二項の規定により指定された漁港の区域をいう。以下この条において同じ。）の指定、変更又は指定の取消しに係るものに限る。）については、共同作成の場合に限り、記載することができる。	第四十八条 第四十六条第二項第四号に掲げる事項には、復興整備事業の実施に関連して行う次の各号に掲げる変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消し（第九項において「土地利用基本計画の変更等」という。）に係る当該各号に定める事項を記載することができる。ただし、第一号から第四号まで及び第六号から第八号までに定める事項（第三号に定める事項にあっては都道府県が定める都市計画の決定又は変更に係るものに限り、第八号に定める事項にあっては漁港漁場整備法第六条第二項に規定する漁港区域（同条第一項又は第二項の規定により指定された漁港の区域をいう。以下この条において同じ。）の指定、変更又は指定の取消しに係るものに限る。）については、共同作成の場合に限り、記載することができる。		
一 土地利用基本計画（国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第一項に規定する土地利用基本計画をいう。）の変更 当該変更に係る同条第二項各号に掲げる地域及び同条第三項に規定する土地利用の調整等に関する事項	一 土地利用基本計画（国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第一項に規定する土地利用基本計画をいう。）の変更 当該変更に係る国土利用計画法第九条第二項各号に掲げる地域及び同条第三項に規定する土地利用の調整等に関する事項	二〇八 （略）	二〇八 （略）
3 2 被災関連市町村等は、協議会が組織されていない場合又は会議における	3 2 被災関連市町村等は、協議会が組織されていない場合又は会議における	（略）	（略）

る協議が困難な場合において、復興整備計画に次の各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、内閣府令・農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める手続を経なければならない。

一 第一項第一号に定める事項 国土利用計画法第三十八条第一項に規定する審議会等の意見を聴くこと及び内閣総理大臣を経由して国土交通大臣の意見を聴くこと。

二～十二 (略)

4
9 (略)

る協議が困難な場合において、復興整備計画に次の各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、内閣府令・農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める手続を経なければならない。

一 第一項第一号に定める事項 国土利用計画法第三十八条第一項に規定する審議会等の意見を聴くこと及び内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に協議すること。

二～十二 (略)

4
9 (略)

	改 正 案	現 行
	（土地利用基本計画の変更等に関する特例）	
第十二条（略）	2 （略）	（略）
3 特定被災市町村等は、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合において、復興計画に次の各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、内閣府令・農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める手続を経なければならない。	3 特定被災市町村等は、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合において、復興計画に次の各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、内閣府令・農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める手続を経なければならない。	（土地利用基本計画の変更等に関する特例）
二〇十二（略）	4 （略）	（略）
二〇十二（略）	4 （略）	（略）